○外務省告示第八十八号

昭和五十三年二月十七日にロンドンで作成された「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（昭和五十八年条約第三号）の定めるところにより適用される千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約の附属書Ⅲは、同議定書第六条の規定に従い、次のように改正され、平成二十二年一月一日に効力を生じた。

（平成二十年七月二十二日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十二年三月四日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅲを次のように改める。

附属書Ⅲ　容器に収納した状態で海上において運送される有害物質による汚染の防止のための規則

第一規則　適用

1　この附属書は、別段の明文の規定がない限り、容器に収納した有害物質を運送するすべての船舶について適用する。

1.1　この附属書の適用上、「有害物質」とは、国際海上危険物規程において海洋汚染物質とされたもの又はこの附属書の付録に定める基準を満たすものをいう。

1.2　この附属書の適用上、「容器に収納した状態」とは、国際海上危険物規程において有害物質について定められた収納の状態をいう。

2　この附属書による場合を除くほか、有害物質の運送は、禁止する。

3　締約国の政府は、この附属書の規定を補足するため、有害物質による海洋環境の汚染を防止し、又は最小にすることを目的として、容器、表示、標識、書類、積付け、積載量の制限及び適用除外に関する詳細な要件を定め、又はこれらの要件が定められるようにする。

4　この附属書の適用上、有害物質の運送に使用された空の容器は、それ自体を有害物質とみなす。ただし、海洋環境に有害な残留物が残らないことを確保する適切な措置がとられたものについては、この限りでない。

5　この附属書に定める要件は、船舶の倉庫及び設備については、適用しない。

第二規則　包装

容器は、内容物の特殊性を考慮して海洋環境に対する危険を最小にするようなものでなければならない。

第三規則　表示及び標識

1　有害物質を収納した容器には、正しい専門的名称（取引上の名称のみを使用してはならない。）により、消えることのないようにその内容を表示し、かつ、内容物が海洋汚染物質であることを示すため消えることのないように表示し、又は標識を付す。この表示は、可能なときは、他の表示（例えば、国際連合番号の使用）により補足する。

2　有害物質を収納した容器に正しい専門的名称を表示し、及び標識を付する方法は、このような情報が海中における少なくとも三箇月の浸水に耐えて容器上に識別することができるものとする。適当な表示及び標識を付するに当たっては、使用する材料の耐久性及び容器の表面を考慮する。

3　少量の有害物質を収納した容器については、表示の要件を除外することができる。

第四規則　書類

1　有害物質の海上における運送に関する書類において有害物質の名称を示す場合には、正しい専門的名称（取引上の名称のみを使用してはならない。）を使用し、かつ、「ＭＡＲＩＮＥ　ＰＯＬＬＵＴＡＮＴ」の語を追加することにより識別する。

2　荷送人の作成する船積書類には、貨物が、適正に、包装され、表示され、及び標識又は表示板を付されており、かつ、海洋環境に対する危険を最小にする運送に適した状態にされていることを示す署名された証明書又は申告書を含めるか、又は添付する。

3　有害物質を運送する船舶には、船内にある有害物質及びその位置を示す特別の一覧表又は積荷目録を備える。この特別の一覧表又は積荷目録に代えて船内の有害物質の位置を示す詳細な積付図を使用することができる。船舶所有者又はその代理人は、有害物質を取り卸すまでこれらの書類の写しを陸上で保管する。これらの書類の一の写しは、出航前に、寄港国の当局により指定された者又は機関が利用することができるようにしておく。

4　積込み又は積卸しの作業が部分的であっても行われる場合には、いかなる経由地においても、船内の有害物質を掲げる一覧表、当該物質の位置又は詳細な積付図を改定したものを、出航前に、寄港国の当局により指定された者又は機関が利用することができるようにしておく。

5　千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（その改正を含む。）の要求する危険物の運送についての特別の一覧表若しくは積荷目録又は詳細な積付図を船舶が備えている場合には、この規則により要求される書類は、危険物に関するこれらの書類と合体させることができる。書類を合体させる場合には、危険物とこの附属書の対象となる有害物質とを明確に区別する。

第五規則　積付け

有害物質は、船舶及び乗船者の安全を損なうことなく、海洋環境に対する危険を最小にするように、適正に積み付け、かつ、安全な状態にしておく。

第六規則　積載量の制限

特定の有害物質は、正当な科学的及び技術的理由に基づき、運送を禁止すること又は一の船舶に積載する量を制限することができる。積載量を制限する場合には、有害物質の包装及び特性並びに船舶の大きさ、構造及び設備について妥当な考慮を払う。

第七規則　適用除外

1　容器に収納した状態で運送する有害物質の投げ荷については、禁止する。ただし、船舶の安全を確保し、又は海上において人命を救助するために必要な場合は、この限りでない。

2　この条約に従うことを条件として、漏出した有害物質を含有する洗浄水を船外に排出することを防止するため、有害物質の物理的、化学的及び生物学的な特性を考慮して適当な措置をとる。ただし、この措置により船舶及び乗船者の安全が損なわれないことを条件とする。

第八規則　操作の要件に関する寄港国による監督

1　船舶は、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、船長又は乗組員が有害物質による汚染の防止に関する主たる船上での手続に精通していないと認める明確な根拠がある場合に、この附属書に定める操作の要件につき、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員の行う監督に服する。

2　締約国は、1に規定する状況において、この附属書に定める要件に従った状態になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。

3　条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この規則についても適用する。

4　この規則のいかなる規定も、この条約に明示的に定める操作の要件に関する監督を行う締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

附属書Ⅲの付録　容器に収納した有害物質の識別のための基準

この附属書の適用上、次の基準のいずれかに該当する物質は、有害物質とする。

区分：急性1

96時間LC50（魚類に対する値）≦1㎎／l　又は

48時間EC50（甲殻類に対する値）≦1㎎／l　又は

72若しくは96時間ErC50（藻類又は他の水生植物に対する値）≦1㎎／l

区分：慢性1

96時間LC50（魚類に対する値）≦1㎎／l　又は

48時間EC50（甲殻類に対する値）≦1㎎／l　又は

72若しくは96時間ErC50（藻類又は他の水生植物に対する値）≦1㎎／l

（ただし、当該物質は、急速分解性でないか、又はlog Kow≧4（実験的に求められたBCFが<500でない場合に限る。）であること。）